

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 20 年度

条 例 名		神奈川県県税条例	
条 例 番 号	昭和 45 年神奈川県条例第 26 号	法 規 集	第 3 編第 7 章
所 管 部 局 室 課		政策部税務課	
条 例 の 概 要		地方税法の規定に基づき、県税の賦課徴収に関し必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	地方税法において、「地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない」とされており、本条例は、現在でも必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	県税の税目、税率等、その賦課徴収について必要な事項を定めており、本条例は有効に機能している。	県税収入額（百万円） 19 年度 1,280,515 18 年度 1,065,853 17 年度 999,104 16 年度 974,415 15 年度 880,178
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	県税の賦課徴収は、本条例の規定に基づき、県税事務所長及び自動車税管理事務所長によって効率的に行われている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	地方税法の規定に基づき、県税の賦課徴収に関し必要な事項を定めるものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	地方税法の規定に基づき、県税の賦課徴収について定めるものであり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他	条例の引用部分の整備を要する規定があるため、改正を検討する。	
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	条例の引用部分の整備を要する規定があるため、改正を検討する。	地方税法の改正が行われた場合等には、適宜必要な改正を行っていく。
次回見直し予定	未 定	見直し規定の有無	有 無